

表1 「振動規制法」に基づく特定施設

金属加工機械	
液圧プレス	矯正プレスを除く。
機械プレス	
せん断機	原動機の定格出力が1 kW以上のものに限る。
鍛造機	
ワイヤーフォーミングマシン	
空気圧縮機等	
圧縮機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
土石用・鉱物用機械	
破碎機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
摩砕機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
ふるい分機および分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
織機	
織機	原動機を用いるものに限る。
コンクリート製造機械	
コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。
コンクリート管製造機械及びコン	原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。
木材加工機械	
ドラムバーカー	
チップパー	原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。
印刷機械	
印刷機械	原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。
練用ロール機	
ゴム練用又は合成樹 脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kw 以上のものに限る。
合成樹脂用射出成形機	
合成樹脂用射出成形機	
鋳型造型機	
鋳型造型機	ジョルト式のものに限る。